



第46回衆議院議員総選挙 第22回最高裁判所裁判官国民審査

投票日 12月16日(日) **投票時間** 午前7時から午後6時まで

あなたの声を国政に反映させるため、あなたの大切な1票を！棄権しないで投票しましょう！

投票できる方

住所要件…平成24年9月3日以前に転入の届け出をし、引き続き上ノ国町に住んでいる方

年齢要件…平成4年12月17日までに生まれた方

※平成24年8月15日以前に転出した方は選挙人名簿から抹消されます。

投票所入場券(ハガキ)を郵送します。

投票所入場券は有権者の皆様へ郵送します。

ご自分のものかを確認して、投票所へご持参下さい。

投票日が近くなっても入場券が届いていない方は、上ノ国町選挙管理委員会までお問い合わせください。

万一、入場券を紛失しても投票できます。投票日、投票所の係員に申し出ください。

投票日前でも投票できます!!

期日前投票、不在者投票は期間内であれば投票日前でも投票できる制度です。

不在者投票は、指定されている老人ホームや病院に入所・入院されている方、または出稼ぎなどで、投票所に来られない方が利用できます。

期日前投票 当日に、仕事や旅行などで投票できない場合は、事前に投票できます。

投票できる期間…12月5日(水)から12月15日(土)まで

投票できる時間…午前8時30分から午後8時まで

投票できる場所…上ノ国町選挙管理委員会(役場庁舎1階)

※ただし、最高裁判所裁判官国民審査は、12月9日(日)から期日前投票ができます。

不在者投票 病院への入院、出稼ぎなどで当日、投票所に来られない場合は事前に申請すると、町外の市区町村でも投票できます。

老人ホームや病院に
入所・入院されている方

不在者投票の指定施設であれば投票できます。
詳細は、入院・入所されている施設にご確認ください。

出稼ぎや長期出張中の方

滞在地の選挙管理委員会で投票できます。
投票できる場所や時間などは各選挙管理委員会で異なりますので、事前に滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

郵便による不在者投票

選挙管理委員会から郵便投票証明書を交付された方で条件を満たす方は平成24年12月12日までに請求すると自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。

条件：身体障害者手帳を所持し、身体の両下肢などに重度の障害のある方や要介護状態区分が要介護5である方

期日前投票や不在者投票、入場券、その他のお問い合わせは

上ノ国町選挙管理委員会 TEL 55-2311 内線286まで